

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月、5年2月、同年3月及び同年5月から6年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月
② 平成5年2月及び同年3月
③ 平成5年5月から6年7月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、A郵便局又はB銀行C支店で、妻が夫婦の分を一緒に納付してくれていた。妻が納付済みで私が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、その妻が夫婦の分を一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち、平成5年5月から6年3月までの期間について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前の被保険者の資格記録及び申立人の妻の第3号被保険者資格記録により、6年10月又は同年11月に払い出されたものと推認され、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、このことは、D市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が平成6年度から登載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合していることから、当該期間の保険料は現年度納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間③のうち、平成6年4月から同年7月までの国民年金保

保険料について、上記の国民年金収滞納リストでは、未納であり現年度納付されなかったものと考えられることから、申立期間①、②及び③の保険料を納付するには国庫金納付書により過年度納付することとなるが、当該納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、延べ3年度 18 か月にわたる 18 枚全ての保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで
平成元年 4 月 1 日に就職し、同年 4 月から同年 5 月頃、自宅に来た集金人に、20 歳から就職するまでの国民年金保険料を納付した。納付した期間と金額は覚えていないが、数か月分のまとまった金額に驚いたのを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職後の平成元年 4 月から同年 5 月頃、自宅に来た集金人に、20 歳から就職するまでの国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 9 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認される上、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）の国民年金被保険者名簿において、申立人は、被保険者資格取得日が同年 1 月 21 日とされており、これは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成 3 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料（2 万 5,200 円）を同年 10 月 8 日に過年度納付していることが上記の国民年金被保険者名簿、領収済通知書及びオンライン記録により確認でき、同年 4 月及び同年 5 月の保険料（1 万 8,000 円）を同年 10 月 7 日に、同年 6 月か

ら同年10月までの保険料（4万5,000円）を同年11月5日に現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2524

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から同年12月まで

申立期間について、当時は夜間学生で働いていたので生活保護を受けなくなったが、収入が少ないため、A市B区役所で国民健康保険の保険料減免を申請した。その時に、国民年金保険料も免除申請を行い、承認されたと思う。未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市B区役所で国民年金保険料の免除申請を行い、承認されたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の免除承認を得るためには、国民年金に加入した上、毎年度申請を行う必要があるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月18日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、加入時点では、申立期間について免除申請を行えなかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、当初、平成3年12月21日とされていたものが、23年8月26日に申立期間前後の期間について、法定免除該当届が提出された結果、20歳の誕生日の前日まで遡って被保険者資格記録が追加された上、法定免除期間として同年9月14日に記録が追加されていることが、A市の国民年金被保険者異動通知書及びオンライン記録により確認でき、この処理が行われるまで、行政側は、申立期間を国

民年金に未加入の期間として認識していたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年4月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年4月まで

申立期間の国民年金への加入は任意であったが、A市Bに住んでいた昭和47年頃に国民年金の加入手続きを行い、付加保険料も含め申立期間の国民年金保険料を納付していた。家計に余裕が有るときに納付に行っていたため、全ての期間について納付できていないかもしれないが、申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市Bに住んでいた昭和47年頃に国民年金の加入手続きを行い、付加保険料も含め申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に払い出されていることがA市の「国民年金記号番号払出簿」により確認でき、これは申立人が所持する年金手帳に交付時の住所地として、同市Bから転居後の「A市C」の住所が記載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、当時の国民年金被保険者台帳である申立人の特殊台帳では、申立人は、昭和52年5月23日付けで、遡って加入ができない任意の種別で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、これは上記の年金手帳の「初めて被保険者となった日」とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、付加保険料を含め国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から44年3月まで

勤務先を退職後、昭和40年9月にA県B市役所C支所に行き、同市職員である友人の兄に国民年金の加入手続をしてもらった。国民年金保険料は、父親が自身の分と一緒に納付してくれていたと思うので詳細は分からないが、当時、農協に同市職員が二人ほど来て毎月集金しており、その後は近所の公民館で地元の役員が集金していたことを記憶している。当時同居していた両親、姉、弟は申立期間の保険料を全て納付しているのに、私の分だけ納付していないのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月にB市役所C支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の父親が自身の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、B市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納である。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人から遡って納

付したとの主張は無い。

さらに、申立人の弟については、国民年金手帳記号番号が申立人と同様に昭和44年5月に払い出されおり、申立人及びその弟に係るB市の国民年金被保険者名簿において、申立期間に後続する同年4月から45年9月までの国民年金保険料が全て二人共同日に納付されていることが確認できるものの、申立人の弟は、20歳に達した42年*月から44年3月までの保険料を、申立人がD市へ転出後の46年11月1日に特例納付していることが、申立人の弟に係るB市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認できるが、申立人に係る特殊台帳には特例納付がなされた形跡は見当たらない。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年6月までの期間及び同年11月から46年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から45年6月まで
② 昭和45年11月から46年5月まで

私は、昭和41年3月に婚姻した当時、住んでいたA県B郡C町（現在は、D市）では、地元の婦人会が主体となって国民年金保険料を集め、婦人会役員が同町役場に納める仕組みになっていた。親の勧めもあり、老後のことも考え、同年4月頃、婦人会を通じて国民年金に加入し、当初の2、3年間は、婦人会に保険料を納付していた。その後は、E銀行F支店にある夫名義の普通預金から口座振替により納付しており、申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月頃、C町の婦人会を通じて国民年金に加入し、当初は、同会の役員に現金で渡すことにより国民年金保険料を納付し、2、3年後には、金融機関において夫名義の普通預金口座から口座振替により保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、はじめて国民年金被保険者となった日が「昭和50年9月22日」、被保険者種別は、遡って加入ができない「任意」と記載されており、このことは、D市の国民年金被保険者名簿、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立人は、この日に、任意加入の手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考え

られる。

なお、申立人は、昭和 43 年から 44 年頃には、E 銀行 F 支店の申立人の夫名義の普通預金から口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同銀行に照会した結果、夫の普通預金口座の開設年月日は、申立期間①及び②より後の 48 年 6 月 30 日であることが確認できる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県内全てについて「G（漢字）」、「H（漢字）」、「I（カナ）」及び「J（カナ）」で検索し、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 25 日から 52 年 7 月 4 日まで
(A株式会社B事業本部)
② 昭和 52 年 7 月 4 日から 53 年 1 月 1 日まで
(A株式会社C事業部)
③ 昭和 53 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
(A株式会社)
④ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
(A株式会社)

A株式会社に入社した昭和 51 年 10 月 25 日の辞令に、基本給月額 17 万円とあり、通勤手当などその他手当を含めれば、申立期間①、②及び③の標準報酬月額は 19 万円以上になるはずなのに、申立期間①は 17 万円、申立期間②と③は 18 万円と低く抑えられている。

また、平成 11 年 2 月及び 5 月分の給与明細書の総支給額でも標準報酬月額 47 万円に該当していることから、申立期間④の標準報酬月額は 44 万円ではなく 47 万円になると思う。

以上のように申立期間の標準報酬月額が少なく記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、A株式会社は、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A株式会社から提出された厚生年金基金加入員台帳に記載された申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認でき、同社は、「基金の台帳と年金事務所の記録が一致しているのであれば、申立期間の標準報酬月額は間違っていないと思う。当社は届出に基づく厚生年金保険料を控除している。」と供述している。

さらに、申立期間①について、本来であれば資格取得時における報酬月額については、見込み給与総支給額を届け出るべきところ、A株式会社は、「採用時の標準報酬月額は基本給月額のみで届けており、通勤手当等の諸手当は、その後の定時決定時から見直しを行っている。」と供述していることから、申立期間①と同様に、申立期間②及び③の資格取得届提出の際にも報酬月額は基本給月額のみで届出されたものと考えられる。

加えて、申立期間④について、申立人は所持している平成11年2月及び同年5月の給与明細書において、既に総支給額は標準報酬月額47万円に該当していると主張しているが、前述のとおり、A株式会社は当時の資料を保管していないことから、申立期間④に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年頃から12年頃まで

私は、株式会社Aに正社員として平成 7 年頃から12年頃まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していた私の妻や他の同僚は厚生年金保険の加入記録が有るので、私も厚生年金保険に加入しているはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 2 月 21 日から 10 年 9 月 5 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aは、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、同社が保管する申立人に係る平成 7 年 2 月から 10 年 9 月までの給与支払台帳の写し、及び 7 年から 10 年までの給与所得の源泉徴収票の写しにより、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録についてB労働局に照会したが、申立人の株式会社Aにおける加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から33年3月20日まで
私は高校卒業後、株式会社Aに昭和30年4月1日から33年3月20日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者の期間が31年3月1日までとなっている。記録は間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において株式会社Aに勤務していたことがわかる。

しかし、株式会社Aの現在の代表取締役は、「申立期間当時の代表取締役は既に死亡しており、書類も一切保管されていないので、その当時のことは確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、株式会社Aの複数の元同僚は、当時の厚生年金保険の手続については曖昧であった旨を供述している上、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aの複数の元同僚について、記憶する勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致しないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。